

国民健康保険税を滞納すると・・・

滞納した期間に応じ、厳しい措置が取られます！

① 納付期限が過ぎると

督促や延滞金の発生

納期限内に納付されない場合は、督促状や催告書が届いたり、延滞金が加算されます。

② それでも納めないでいて1年以上が経過するか、納税相談等も無い場合

資格確認書（特別療養）の交付

滞納が1年以上経過する場合は、受診時に全額自己負担となる資格確認書（特別療養）の対象となります。

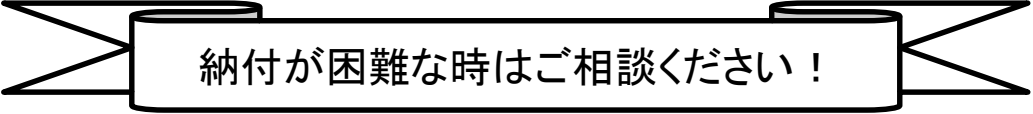
自己負担した医療費については、後日申請により保険者負担分を返金することになりますが、滞納となっている国保税に充当することになります。

保険給付の充当

滞納がある場合は、国保の給付(高額療養費や葬祭費など)が滞納税に充当されます。

財産の差押

支払うことができる資力があるにも関わらず、滞納が続く場合は、預貯金などの差押により強制的に徴収されます。



納付が困難な時はご相談ください！

離職して収入が少なくなった、主たる生計者が怪我や病気で入院している、銀行や窓口が開いている時間に納付することが難しいなど、なんらかの理由で保険税を納めることが困難な方は、国保係にご相談ください。